

令和元年8月5日開催

箕輪町農業委員会第18回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和元年8月5日(月) 午後3時30分から午後4時24分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 局長 開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
（農業委員会憲章の唱和）
ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 ご苦労様です。役員の皆様は、本日午前中よりご苦労様でした。7月梅雨が長く、開けたら非常に暑い日が続いている。7月は研修視察、8月は農地パトロール、水稲も穂が出てきている。各部より活動報告あるが、農地集積、集約、町への提言等各部で検討をお願いします、あいさつとします。
- 局長 会議に入る前に、産業振興課で、8/1付で異動がありましたのでご報告します。農政係の田畑さんが、福祉課へ、耕地林務係長の木村係長が、水道課水道工事係へ、高山係長が、水道課から耕地林務係へ異動がありました。
それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。
- 議長 ただいまから第18回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人であり、箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
7月の経過報告について申し上げます。
7月第17回総会を7月5日（金）に行い、農地法第3条3件については、総会后8

日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件6件については、総会後8日付けで許可書を交付しました。7月8日～9日で農業委員・推進委員研修視察を行いました。7月12日(金)に農地相談がありました。対応された委員の皆様お疲れ様です。後の協議会で相談のあった件について報告をいただきたいと思います。その他の内容につきましては、お配りしてある資料のとおりであります。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

9番根橋英夫委員・10番原美鈴委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。





1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、 m²

 m²

 m²

計  筆  m² です。



譲渡人は  の  さん。現在も申請農地を耕作してもらっており、今後も自身で耕作の予定もなく、また、居住地から離れておるため、譲受人の  さんに購入してもらえればと考えた。譲受人の  さんは、申請地は、自宅から200mと近い為管理もしやすい為農業経営の拡充のため購入することとした。農地取得後の耕作面積は5293.4aで地域の下限面積30aを満たしております。

売買金額は、農振農用地  円、白地農地は、  円です。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、  m²






譲渡人は、  にお住まいの日岐さん。遠方の為現在も譲受人に管理してもらっている。譲受人の  さんは、自宅近くであり家庭菜園を作るには適しているため購入することとした。農地取得後の耕作面積は51.6aで地域の下限面積5aを満たしております。

売買金額は、  円です。

位置図は、3ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、 m²

譲渡人は、 の  さん。  さんは、遠方のため農地縮小を考えていた。譲受人である  の  さんは、自宅近くの農地であり管理もしやすい為農業経営拡充の為購入を決めた。

農地取得後の耕作面積は 77.5a で地域の下限面積 30a を満たしております。

売買金額は、 円です。

位置図は、6 ページになります。

4 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、 m²

譲渡人は遠方のため管理ができないため住宅とあわせて売買を計画。譲受人の日下さんは、現在南箕輪に住んでいるが、妻の実家近くで住宅を探していた。今回住宅と合わせて当該農地も売買を希望されたため取得することとした。

農地取得後の耕作面積は 64.6a で地域の下限面積 30a を満たしております。

日下さんは、花卉農家ですが、今回取得する農地は、現況水田となっているため自家用米を作る計画としている。

売買価格は、住宅、住宅地と合わせて取得となるため不明。



位置図は、4 ページになります。

5 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、 m²

 m²

合計  筆  m² となります。

当該農地は、長年荒廃地となっていました。今回ハウスを利用して夏イチゴを作りたいとの話があり、該当農地の抵当権等の抹消手続きが済んだため隣接農地の所有者である  の  さんが取得し、次の方へ売買する計画となっている。

農地取得後の面積は、34.6a で地域の下限面積 30a を満たしております。

売買価格は、抵当権抹消の為の費用として  となっております。

位置図は、10 ページになります。

6 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、 m²

 m²

 m²

 m²

 m²

計  筆 面積  m² となります。

譲渡人は、[]の[]さん。[]さんは、高齢のため農地縮小を考えていた。
譲受人である[]の[]さんは、自宅近くの農地であり管理もしやすい為農業経
営拡充の為購入を決めた。

農地取得後の耕作面積は 85.4a で地域の下限面積 5a を満たしております。

売買金額は、[]円です。

位置図は、12 ページになります。

7つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、[] m²

[]

[] m²

計 [] 筆 面積 [] m²となります。

譲渡人は、[]の[]さん。[]さんは、会社員のため本申請地の農地を[]
に貸していたが荒廃地化しており、今回譲受人である[]の[]さんより
購入したい意向の話があり土地有効活用の為売買することとした。

農地取得後の耕作面積は []a で地域の下限面積 30a を満たしております。

売買金額は、[]円です。

位置図は、16 ページになります。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1番の案件につきましては、[]の案件ですので、[]は、退出をお願いします。

1番の案件を北條眞一委員。

北條委員

6/21 []さんが来て説明。事務局の説明内容とは全く違う内容での説明を受けた。

将来的に息子さんの住宅を建てたいと考えているとの話であった。圃場は、[]
さんの自宅の近くであるので管理上問題ないと思います。

議長

1番の案件に関して質問等ありましたらお願いします。

質問なし

質疑なしと認めます。1番の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ござ
いませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議なしと認めます。よって1番の案件については認めることに決定しました。

議 長

入室
にお伝えします。問題なく認められましたので報告します。

議 長

2番・6番目の案件について、藤森英雄委員

藤森委員

7/9 さんが来て説明がありました。内容は事務局のとおりであります。

6番の案件につきましては、以前話があった案件で、現在も引き続き耕作されているので問題ないと思います。

議 長

3番目の案件について、唐澤太美男委員

唐澤委員

6月下旬 さんが来て説明を受けました。現在も耕作しており問題ないと判断しております。

議 長

4番目の案件について、代田三男委員

代田委員

6月下旬 さんが来て説明を受けました。現在も耕作しており問題ないと判断しております

議 長

5番目の案件について、大槻博文委員

大槻委員

自分が農業委員になる前から問題の農地であった。所有者の さんは、トマト栽培を計画していたが、ダメで、自身も、脑梗塞で倒れてしまった状態。今回の購入者の さんの農地も借りてハウスを建てていたが、賃料も払えない状態となっていた。今回、有賀さんに農地が移り、その後の利用も決まっているとのことで、安心している。

議 長

7番目の案件について、櫻井克成委員

櫻井委員

6/11、7/20 さんより説明。 で借りられていた土地であるが、荒廃化しており、適正に耕作していただければ問題ないと判断している。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

2番から7番の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。
日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

物置用地に伴う申請になります。

土地の所在は、[REDACTED] m²。

申請人は、[REDACTED] の [REDACTED] さんです。

今回の案件は、遡及適用となります。

農地区分は、沢駅から300m以内の農地、第3種農地にあたり、位置的代替性が
ないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員

7/15 [REDACTED] さんが来て説明。住宅の建て替えをしている際、銀行より指摘
をうけたことによる。現状に合わせる形なのでやむを得ないと判断している。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、
質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決
定しました。
日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。



事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。


1つ目の案件です。計画変更での売買による所有権移転に伴う作業所用地の申請です。

土地の所在は、 m²

 m²

計  筆  m²になります。

売買価格は、 です。

申請人の  さんは、現在アスパラ農家であるが、事業拡大に伴い、自宅近くに作業所を計画。譲渡人は、平成2年9月に住宅用地として取得したが、職場が遠隔地となったため実施を断念しており、土地の有効活用として売買することとした。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未滿の農地、第2種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、5ページになります。

2つ目の案件です。賃貸借権設定による駐車場及びドックランスペース取得に伴う申請です。

土地の所在は、 m²

賃貸借金額は、 円です。

申請者は、隣接地の動物病院となります。今回事業拡大と、サービス向上を目的として申請地を取得し、駐車場16台分、ドックランスペースを計画。

農地区分は用途地域内の準工業地域内の農地、第3種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、8ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う住宅用地としての申請です。

土地の所在は、 m²

売買価格は坪  円となります。

申請人は現在アパートで暮らしているが、子供の成長にあわせて手狭となり住宅建設を計画。譲渡人は、遠方に住んでおり、土地の有効活用として、計画に賛同することとした。農地区分は、用途地域内で準工業地域内の農地、第3種農地に該当。位置的代替性がないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、11ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、 m²

 m²

計  筆  m² です。

住宅敷地の拡張による申請です。

売買価格は、[REDACTED]円となります。

譲受人は、申請地の隣の敷地に住んでいるが、既存敷地では、駐車スペースが不足するため購入を計画。

農地区分は、用途地域内で第1種中高層住居地域内の農地、第3種農地に該当。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は15ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番案件について藤田久一委員。

藤田委員 　　7/5 [REDACTED]より説明を受けた。敦賀さんの自宅の東の土地であり、説明は事務局のとおりでしたのでご審議をお願いします。

議長 　　2番目の案件について、春日初委員。

春日委員 　　5/16 [REDACTED]さんが来て説明。内容に関しては、事務局の説明のとおりであります。

議長 　　3番の案件について、原美鈴委員。

原委員 　　7/19 [REDACTED]さんが来て説明。耕作されていない土地であり、土地有効活用として問題ないと判断しております。

議長 　　4番の案件について、藤森英雄委員。

藤森委員 　　3条6番案件と同様。内容は事務局の説明のとおりであります。

議長 　　ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第5議案第4号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

畑 16,843 m² であります。

2 ページから3 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和元年8月7日から令和11年12月31日までの10年間となります。

4 ページは、借り手の状況となります。

本案件は、 の さんが借りていた農地について次の借りてへつなげた案件となります。

 さんが、4筆、7,451 m² 借り賃は、

 さんが、11筆、9,392 m² 借り賃は、

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6議案第5号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

①について

1 ページは、総括表となります。

田 18,314 m²、畑 21,306.92 m² 計 39,620.92 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、1 ヶ月継続 4 筆 畑 3,227 m²

この案件につきましては。父親が農業者年金の経営移譲年金をもらっており、息子さんに利用権を設定していたが、伊那市で調べたところ期限が切れてしまっていたため、継続して利用権の設定をする必要があったため、1 か月間となっております。こちらの案件は、来月みのわ営農との利用権設定の予定となっております。

3 ページは、3 ヶ月継続 1 筆 田 746 m²

こちらの案件は、継続ですが、所有者の意向で3 ヶ月となっております。

4 ページは、1 年新規 4 筆 田 3,658 m²

こちらは、木下保育園の代替えの関係となります。

5 ページは、2 年新規 1 筆 田 446 m²

6 ページは、3 年新規 7 筆 畑 8,530 m²

7 ページは、3 年継続 1 筆 田 16 m² 1 筆 畑 853 m²

合計 869 m²

8 ページは、5 年新規 1 筆 田 1,054 m² 1 筆 畑 948 m²

合計 2,002 m²

9 ページは、5 年継続 2 筆 田 1,499 m² 2 筆 畑 954 m²

合計 2,453 m²

10 ページは、10 年新規 1 筆 田 308 m²

11 ページは、10 年継続 11 筆 田 10,587 m² 7 筆 畑 6,794.92

合計 17,381.92 m²

となります。

② 円滑化事業分につきまして説明します。

1 ページは総括表となります。

畑 1,980 m²

2 ページは、貸し手の状況です。

3 ページは借り手の状況です。笠原氏は、果樹農家となっております。

議案第 5 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

鈴木委員

7 ページの案件ですが、16 m²と非常に小さいと感じるが、事務局でこの件に関し

て何か知っていれば教えていただきたい。

事務局

今回の案件に関しては、隣地も借りており、期間をあわせるための申請となっております。

鈴木委員

了解です。

議長

ほかに質問等ございますか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和元年6月から令和元年7月までの内訳になります。14件 解約の届出がありました。
次期耕作者が決まっている方が、9件。転用予定が1件となっております。
報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和元年7月の受付分になります。全部で4件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、伊那市の方が、1件で、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思

いますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思えます。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

9 番

10 番
